

学校保健について

1 入学前の健康管理について

- (1) 就学時健康診断で、疾病やその疑いが認められたお子さんは、必ず入学前に受診してください。
- (2) 必要な予防接種を済ませてください。 ※母子手帳や市からのお知らせをご確認ください。
 - ・対象年齢が小学校入学前までのものがあります。
 - ・接種については主治医と相談の上決定してください。

2 入学後の健康管理について

(1) 成長期に望ましい生活習慣について

入学後の生活リズム(起床時刻・食事時間・登校時刻・就寝時刻等)を想定し、少しずつ生活習慣を見直しましょう。

- ・毎食後の歯みがき(おやつの後も) ・子どもに必要な睡眠時間(1年生は10時間程度が理想)
- ・朝食を摂る習慣(脳の働きが活発になる) ・排便のリズム(自分なりのリズムをつける)
- ・保健衛生(ハンカチ・ティッシュの携行、爪切り等) ・よい姿勢 等

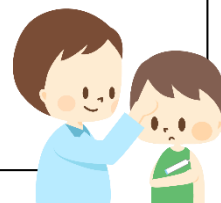


(2) 健康観察について

お子様の健康状態について、登校前や下校後の健康観察を十分に行ってください。特に入学後は、慣れない環境の中で子どもなりに緊張の毎日が続き、ストレスがたまりやすい傾向があります。いつもと様子が違うときは、ゆっくり休養をとったり、話を聞いてあげたりしてください。

<心と体の健康観察のポイント> 「いつもとちょっと違う？」がポイントです！

- ・いつもより元気がない ・食欲がない ・顔色が悪い ・平熱より高い／低い
- ・咳がでる ・鼻水鼻づまり ・声の様子 ・夜眠れない ・朝起きてこない
- ・朝になると具合が悪くなる 等



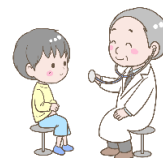
(3) 欠席連絡について

欠席、遅刻、早退する場合、欠席連絡フォームに入力してください。
※URLは、本校ホームページに掲載されています。また、入学後にもご案内します。

3 定期健康診断について

毎年4月～6月末までに健康診断を実施します。 ※実施順は年度によって変わります。

- ・内科 ・眼科 ・耳鼻科 ・歯科 ・運動器、脊柱側弯 ・結核
- ・尿 ・心音・心電図(1, 4年) ・身長、体重 ・視力 ・聴力
- ・色覚(1, 4年希望者／健康相談として)



入学・進級時には、健康診断等に関わる書類一式を配付します。
健康に関する大切な書類です。全ての書類にもれなく記入し、期限内の提出をお願いします。

4 お世話になる学校医・学校歯科医・学校薬剤師について (令和6年12月現在)

内 科	阪 正晴	阪医院(浦和区)	眼 科	芦川 勝	あしかわ眼科
	曾我 基行	曾我外科医院		歯 科	金森 清俊
耳鼻科	若山 貴久子	若山医院		森山 聖子	森山歯科クリニック
薬剤師	小林 洋子	澤田薬局			

5 保健室について

保健室では、児童の心と体の健康づくりを支援しています。お子さんのことで心配なことがありましたら、どうぞご相談ください。



(1) 救急処置の範囲について

保健室は医療機関ではありません。診断・治療及び薬の処方はできません。

体調不良により授業に戻る事が困難な場合、保護者の方にご連絡します。体調の急変や下校時の安全を考慮し、学年に関わらずお子さんだけでお帰しすることはできません。早退の際はお迎えをお願いします。

また、けがの手当は応急処置に限られていますので、その後の手当は家庭でお願いします。学校以外(家庭や少年団等)でのけがの手当は行えません。

(2) 緊急時の連絡先

体調不良による早退以外にも、学校でのけが等により受診が必要な時や経過観察が必要な場合などに、保護者の方にご連絡します。入学式の日には緊急連絡票を配付しますので、いつでも連絡がとれる連絡先(携帯番号・勤務先・祖父母宅等)をご記入ください。変更があったときは、その都度速やかにお知らせください。

6 健康上配慮を要する児童の対応について

- (1) 心臓疾患・腎臓疾患: 主治医に「学校生活管理指導表」を記入してもらい、学校へ提出してください。用紙がお手元がない方はお申し付けください。
- (2) アレルギー疾患: 「食物アレルギー」により給食で特別な対応が必要な場合は、主治医が記入した「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出してください。この用紙の内容をもとに、面談を実施し対応を確認させていただきます。
- (3) その他、上記以外で学校生活に配慮を要する健康上の理由がある場合には、個別にご相談ください。

7 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について(資料①～④)

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度は、学校管理下(登下校・授業中・休み時間・遠足や修学旅行等)におけるけが等で医師の診察を受けた場合、医療費等の給付を行う制度です。

加入は任意となりますが、本制度の趣旨をご理解いただき、不慮のけが等に備えて、なるべくご加入くださいますようお願いいたします。詳細は資料①をご参照ください。

治癒するまでの総医療額が5,000円(窓口での支払額1,500円)以上の場合、給付の対象です。お子さんが学校管理下で起きたけが等で受診した場合は、担任または保健室へ連絡してください。必要な書類をお渡しします。

なお、給付金が支給されるまで3ヶ月ほどかかります。給付金は学校でお渡しします。

(1) 加入手続きについて

入学後に「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について兼加入意思確認書(同意書)」の提出をお願いします。「加入意思確認書(同意書)」は、1月31日(金)の新1年生保護者相談会で配付します。提出方法などの詳細については、同封の「日本スポーツ振興センター災害共済給付契約加入手続きのお願い」をご確認ください。なお、「加入意思確認書(同意書)」は資料②として、「加入手続きのお願い」は資料③として掲載しています。ご参照ください。

また、入学までに、「手続きのお願い」に掲載されたURLまたはQRコードから、掛金振替口座のWeb登録をお願いします。給食費の口座登録とあわせて2回の登録作業が必要になります。ご注意ください。

掛金は、さいたま市教育委員会が一部を負担し、保護者等負担額は460円です。(年1回)

(2) さいたま市学校災害救済給付金制度について

さいたま市には、独自の「さいたま市学校災害救済給付金制度」があり、日本スポーツ振興センターの制度を補完するものになっています。詳細は資料④をご参照ください。

8 学校感染症について

学校保健安全法により、該当の感染症にかかった場合は「出席停止」となります。下表の「学校感染症及び出席停止期間の基準一覧」を参照の上、医師の指示に従い登校させてください。

診断を受けたら「診断名」「診断を受けた日」を欠席連絡フォーム、または電話にて連絡してください。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は、あわせて「発症した日」と「解熱した日」をお知らせください。※診断書等、医療機関に記入してもらう必要はありません。

【学校感染症及び出席停止期間の基準一覧】

(学校保健安全法施行規則 18 条、第 19 条)

分類	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、南米出血熱、ラッサ熱、ペスト、マールブルグ病、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 <small>（ただし、 認めるときは、 医師が感染の おそれがないと 認めるときは、 この限りでは ない）</small>	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」について

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会では、市立学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。

スポ振の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意をいただいております。当制度の趣旨を御理解いただき、なるべく御加入くださいますようお願いいたします。

給付の内容等は、スポ振法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められており、その主な内容は次のとおりです。

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの**障害見舞金**、及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 授業中
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④ 通常の経路及び方法による通学中

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、スポ振法施行令第3条によります。]

① 医療費	初診から治ゆまでの病院・薬局等の医療費総額（医療保険における10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象となります（自己負担は、保険適用外を除き医療費総額の3割分（1,500円以上）となります）。 医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(例) 医療費総額が5,000円だった場合、2,000円支給</div> ただし、高額療養費の対象となる場合は、医療費自己負担（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。
② 障害見舞金	障害の程度に応じて、88万円（第14級）～4,000万円（第1級）が給付されます。（通学中の場合は、44万円～2,000万円）
③ 死亡見舞金	3,000万円が給付されます。 (運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は、1,500万円)

※上記②③の金額は、平成31年4月以降に対象となる事実が発生した場合の額です。

3 共済掛金 ※令和7年度予定掛金

保護者等負担額 460 円

教育委員会負担額 460 円

合計 920 円

※加入者の掛金（保護者等負担額）については、8月末に指定口座から引き落とし、または納付書による金融機関等での支払いとなります。

4 その他

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求が行われないうちは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付は行われません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。
- ⑤ スポ振の審査により、不備返戻や不支給となる場合もございます。

さいたま市子育て支援医療費助成制度とスポ振災害共済給付制度について

さいたま市では、0歳から18歳の年度末まで子育て支援医療費助成制度事業を実施しておりますが、「学校管理下の災害」につきましては、スポ振の災害共済給付制度加入者は原則として、スポ振の災害共済給付制度の利用をお願いします。

災害共済給付制度を利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であると申告をして医療費を負担し、後日スポ振からの給付金を学校経由で受領していただくことになります。

なお、子育て支援医療費助成制度とスポ振災害共済給付制度は、重複して給付を受けることが出来ません。後に手続きが煩雑になりますので、窓口での対応は慎重をお願いします。

【後に手続きが必要となるケース】

- ① 医療機関窓口で医療費を負担したが、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険における10割分）が5,000円未満だった場合、スポ振の災害共済給付制度の対象外のため、医療機関窓口で負担した医療費について、区役所の保険年金課で払戻し手続きが必要となります。
- ② 医療機関窓口で子育て支援医療費助成制度を利用し、スポ振の災害共済給付制度も利用して医療費の給付を受けた場合、後日、子育て支援医療費助成制度を利用分について、区役所の保険年金課へ返金手続きが必要となります。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について 兼 加入意思確認書（同意書）

さいたま市教育委員会
学校長

さいたま市教育委員会では市立学校に在籍する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。この災害共済給付制度は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合に、保護者に対して医療保険適用の医療費や見舞金の給付を行う制度です。国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度であるため、低い掛金で手厚い給付が行われます。

災害共済給付制度の加入に際しては、保護者の皆様の加入意思の確認をしたうえで、加入する児童生徒について教育委員会がスポ振に手続きを行います。災害共済給付制度の加入は任意となりますが、本制度の趣旨を御理解いただき、不慮の災害に備えて、なるべく御加入くださいますようお願いいたします。

共済掛金

- 災害共済給付制度の加入にあたっては、**年額 460 円**（小・中学生）の掛金の保護者負担分が必要になります。
- ※共済掛金の金額改定に伴う保護者負担額の変更が生じた際にはお知らせします。
- ※小・中学生には、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小・中学部の児童生徒を含みます。
- ※加入手続きの基準日（5月1日）で就学援助制度の認定世帯の方は、掛金を市と国が負担します。

子育て支援医療費助成制度等の取り扱い

- さいたま市では、子育て支援医療費助成制度事業により、0歳から18歳の年度末までの医療費の助成をしていますが、学校管理下の災害は原則として、スポ振の災害共済給付制度の利用をお願いしています。
- 災害共済給付制度を利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であることを申告して医療費を負担し、後日、スポ振からの給付金（医療費の自己負担分3割と見舞金1割を給付）を受け取ります。
- 子育て支援医療費等の医療費助成制度を利用した場合も、スポ振の災害共済給付申請が出来ますが、その場合は、給付が決定した際に重複支給分の返還が発生します。
- ※重複支給の確認のため、災害共済給付の支給状況について、医療費助成制度担当部局と情報の共有を行うことがありますので御承知おきください。

加入意思確認書（同意書）の提出のお願い

加入に同意いただける方は、以下に記入のうえ学校へ提出くださるようお願いいたします（切り取り不要）。
提出期限（令和7年4月10日）を過ぎると加入の申込が出来なくなる可能性がありますので御注意下さい。

加入意思確認書（同意書） ※切り取り不要です

さいたま市立木崎小学校 1年 組

児童生徒氏名 (生年月日 年 月 日生)

さいたま市教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、さいたま市立学校（義務教育課程）に在学する期間、上記児童生徒が加入することに

同意します ・ 同意しません

令和 年 月 日 保護者氏名

日本スポーツ振興センター災害共済給付契約 加入手続きに係るお願い

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会では、市立学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポ振」という。）と災害共済給付契約を結んでいます。スポ振の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。教育委員会では加入を推奨しています。本制度への加入に同意いただける方は、以下の2つの手続きをお願いします。

① 加入意思確認書(同意書)の提出 提出日:令和7年4月10日

スポ振への加入にあたり、保護者の皆様へ加入意思確認書（同意書）の御提出をお願いいたします。入学式の日に黄色い封筒を配付しますので、他の提出書類と一緒にに入れて御提出ください。

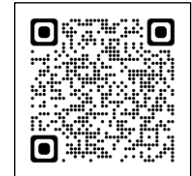
② 口座振替の申込

令和6年度からスポ振掛金の保護者負担金も、学校給食費と同様にさいたま市に直接納付いただくことになりました。つきましては、次の方法により、可能な限り口座振替のお申込みをお願いします。

※Web 申込

Web 申込では学校給食費とスポ振は、それぞれ口座振替の申込が必要です。
口座は同一でお願いします。

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/002/014/004/p098162.html>



※口座振替申込用紙

上記ホームページ記載の金融機関の口座を開設していない場合は、学校から口座振替依頼書を受け取り、金融機関等へ提出をお願いします。なお、口座振替依頼書による登録の場合、申込書1部で学校給食費とスポ振掛金を兼ねております。

※その他

口座振替が難しい場合は、納付書により金融機関等でのお支払いとなります。

お問合せ先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部

①加入意思確認書（同意書）に関すること

健康教育課 保健係

TEL:048-829-1678（直通）、FAX:048-829-1990

②口座振替に関すること

おいしい給食サポート課 給食会計係

TEL:048-829-1591（直通）、FAX:048-829-1990

スポ振掛金の保護者負担金の手続きに関するQ & A

Q 口座振替を申し込む際、学校給食費とスポ振の2件をまとめて申込できますか？

Web 口座申込では、2件まとめての申込ができません。**大変お手数ですが、学校給食費とスポ振はそれぞれ1件ずつ口座振替申込の手続きをお願いします。**
(スポ振に加入しない方：スポ振分の口座振替申込不要)

Q 口座振替登録のべ切はいつまでですか？

紙の口座振替依頼書の場合は、7月15日までに金融機関窓口へ提出です。
Web 口座申込の場合は、8月5日までです。

Q 口座振替登録が間に合わなかった分の支払いはどうなりますか？

教育委員会より郵送する納付書にて金融機関窓口やコンビニエンスストア等でお支払いいただくこととなります。

Q Web 口座振替対象の32金融機関の口座を所持していない場合はどうすれば良いですか？

紙の口座振替依頼書を使用することにより、市が指定する他の金融機関*を選ぶことができます。通学先の学校から口座振替依頼書を受け取り、振替を希望する金融機関窓口でお手続きください。なお、紙での申込の場合、Web での登録よりも登録情報の反映までにお時間をいただいております。
※「さいたま市 公金納付」と Web 検索して金融機関の確認をお願いします。

Q 就学援助(又は生活保護)を申請しますが、口座振替登録は必要ですか？

支援を受けることになった方についても、支援が終了した段階で速やかに口座振替に移行できるよう申込の手続きをお願いします。

Q スポ振掛金の保護者負担金の引き落とし日はいつですか？

8月31日です。

なお、上記の日にちが土日祝日の場合は、翌平日となります。

また、2学期以降の転入者は、自宅に納付書が送付されますので、金融機関窓口やコンビニエンスストア等にてお支払いをお願いします。

Q 残高不足で口座引き落としが出来なかった場合、①再振替可能ですか？②学校に現金を持参して支払うことはできますか？

① **再振替は実施しません。**教育委員会に連絡し、納付書の発行手続きをお願いします。
納付書で金融機関窓口やコンビニエンスストア等にてお支払いができます。

② 学校では学校給食費・スポ振掛金の保護者負担金のお預かりはいたしません。①と同様に納付書をご利用ください。

Q 口座振替ではなく納付書払い希望ですが、納付書はいつ頃届きますか？

8月20日頃です。

「さいたま市学校災害救済給付金制度」について

さいたま市教育委員会

さいたま市教育委員会には、児童生徒が、万が一、学校で災害（死亡、障害、疾病など）にあった場合に、下の表のとおり見舞金等を支給する独自の救済制度があります。対象者は、さいたま市立の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小・中学部）に在籍している児童生徒です。

種類		該当者	給付額
学校災害被災者 見舞金	死亡見舞金	児童生徒が学校災害により死亡した場合。	1,000,000 円
	障害見舞金	児童生徒が学校災害により負傷し、治った後に障害が残った場合。	第 1 級 1,800,000 円 ～第 7 級 150,000 円
	歯牙特別見舞金	児童生徒が学校災害により負傷し、1 本以上の歯に歯冠補綴を加えた場合。(注 1)	1 本 30,000 円 2 本 50,000 円
	特別見舞金	上記の他、市教育委員会が必要と認めた場合。	100,000 円の範囲内
学校災害被災者医療費助成金		児童生徒が学校災害により負傷した場合に、療養に要する費用の一部を支給する。(注 2)	健康保険法の療養に要する費用の 10 分の 4 の額
学校災害被災障害者修学助成金		児童生徒が学校災害により負傷し身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳(1 級・2 級)の交付を受けた者が、高等学校等又は大学等に進学した場合に、修学年限支給する。	高等学校等 年額 60,000 円 大学等 年額 120,000 円

(注 1)障害見舞金に該当する場合は除きます。

(注 2)医療費助成の期間は、初診日より継続して治療が 10 年を経過してもなお療養を要する場合に、当該期間の経過後 7 年を限度とします。但し、既に学校災害被災者見舞金の給付を受けた者は申請できません。(初診日より 10 年間は「独立行政法人スポーツ振興センター災害共済給付制度」の対象となります。)

※ 当制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を補完するものとなっております。

※ 審査により、不備返戻や不支給となる場合もございます。

学校給食について



学校給食は、学校で栄養のバランスのとれた食事を提供するばかりではなく、食事とともにすることによって、子ども同士、または、教師と子どもが触れ合うことにより、学校生活を明るく楽しくするものです。人格形成の場として、他の教科では得られない生活指導の場であるとともに食生活改善にとっても重要な場でもあります。

《学校給食のねらい》

食事の正しいあり方を体得させるとともに、食事を通して好ましい人間関係を育成し、児童の心身の健全な発達に資すること。



《給食の内容》

1 栄養量について

1日に必要な栄養量の1/3を学校給食でとるようになっていきます。しかし、家庭で不足しがちなカルシウムは1日分の50%を摂取するように決められています。



2 食事の内容

学校給食は、主食・牛乳・おかずの3本の柱でできています。

- ・主食・・・ごはんが週3～4回、パンが月に2～4回、麺が月1～3回
- ・牛乳・・・成長期の子どもたちに必要な飲み物でほぼ毎日出ます。
特殊な例を除いては、飲めるようにしてほしいものです。
- ・おかず・・・さいたま市学校栄養士会作成の基本献立をもとに、
学校の実情を加味した献立によって作られています。



3 ご家庭で用意するもの

給食小袋（1年生の持ち物 参照）

（小袋・ランチョンマット・小さなタオル・マスク・箸・歯ブラシ・コップ）



4 食事マナーについて

- ・食事の前には、手洗いをする。
- ・「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶をする。
- ・よく噛んで食べる。 ・姿勢よく、食器はもって食べる。箸を使う。

※給食時間は40分間です。実際に食べる時間は20～25分間くらいです。



5 偏食について

給食で嫌いなものには手を付けず、好きなものばかりを食べている児童が年々目につきます。ここで、バランスよく食べることの大切さをご理解いただき、ご家庭においても、いろいろな食品に慣れるようご協力をお願いします。

6 ご家庭へのお願い

- ・給食は1日3食の中の1食です。特に、朝食は寝ていた体や頭の活動を起こす大切な働きがあります。きちんと朝食を食べてから登校させてください。
- ・給食当番の児童は、学校にある給食着を使います。使用した給食着は、週末家に持ち帰り、洗濯してアイロンをかけ学校に返却するようお願いします。



7 給食室より

木崎小の給食室は1階の奥にあります。調理スタッフ一同、衛生管理に気を付け、安全安心のおいしい給食を作ります。ぜひ楽しみにしててください。



学校給食費及び就学援助制度について

さいたま市では、令和6年4月から「学校給食費」は、公会計(学校ではなく、さいたま市が徴収・管理する方法)の取り扱いとなっています。

つきましては、新入学児童及び転入児童の保護者様は「1 学校給食費」「2 就学援助制度」に関して、以下のように手続きを進めてくださるようお願いいたします。



1 学校給食費

「さいたま市 HP(学校給食について)」リンク用 QR コード⇒

(1)概要について

1月31日に配付する「学校給食の申込と学校給食費口座登録について」をお読みください。

また、以下の手続き方法についての詳細及び申込期限が記載してありますので、あわせてご確認ください。

(2)手続きについて

○児童一人につき一枚「さいたま市学校給食申込書」を提出していただきます。

提出日:4月10日

入学式にて黄色の封筒(学校へ各種書類を提出するための封筒)を配付いたします。

その封筒に他の回収書類と共に同封し、ご提出ください。

○給食費引き落とし口座・スポーツ振興センター掛金口座の Web 登録

確実に引き落としができる口座の登録をお願いいたします。また、日本スポーツ振興センター災害共済制度に加入される場合は給食費・スポーツ振興センターともに同一口座にしてください、登録手続きは2回行っていただくことになります。

期限:入学式の日(4月8日)まで

※Web 申し込みができない場合や Web 申し込み対象金融機関に口座をお持ちでない場合等は「口座振替依頼書」をお渡しいたしますので、事務室までお声がけください。

2 就学援助制度

※詳細は1月31日にお配りする「令和7年度就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。

(1)概要について

さいたま市では、経済的な理由によりお子さまを学校に通わせるのが困難なご家庭に対し、学校生活で必要な経費の一部を援助しています。

○ 援助の内容は、学用品費等、オンライン学習通信費、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)発行費です。(令和6年度現在)

(2)手続きについて

- 学校または教育委員会の学事課、各区役所の区民課で申請書を配布していますので、お申し出ください。学校で受け取りたい方は事務室へお声がけください。
- 申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添付して、学校または教育委員会の学事課へ提出してください。
- 申請受付後、教育委員会にて審査を行い、審査の結果「認定」となったご家庭に援助を行います。

新入学児童保護者様

さいたま市立木崎小学校
校長 石川 顕一

令和7年度入学式について（案内）

向春の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。令和7年度の入学式を下記のとおり行いますので、ご案内申し上げます。

記

1 日程 令和7年4月8日（火）

受付 12:50～13:15

入学式 13:30～14:00

学級指導 14:10～15:10（写真撮影含む）

2 会場 さいたま市立木崎小学校 体育館

3 参加者 新入学児童、保護者、教職員、来賓

なお、会場の関係で保護者様は各家庭2名までといたします。

4 当日の主な動き

(1) 受付

- ・正門を入れて右手ピロティエーに学級名簿を掲示します。学級名や名簿番号等を確認し、1階昇降口（雨天時は昇降口下駄箱前）の受付にお進みください。
- ・受付で児童用の名札を渡します。お子さんに名札を付けてください。
- ・お子さんの名前が書かれた下駄箱に外靴を入れ、上履きに履き替えさせてください。（下駄箱の位置をお子さんと一緒にご確認ください。）

(2) 教室

- ・座席及びランドセルロッカーの位置を確認してください。お子さん自身で、ランドセルをロッカーにしまわしてください。
- ・トイレを済ませて、児童は教室、保護者は体育館へ移動してください。13:20までにご着席ください。

(3) 入学式 次第

- ①開式の言葉 ②国歌斉唱 ③校長式辞 ④来賓祝辞及び来賓紹介
⑤祝電披露 ⑥歓迎の言葉 ⑦学級担任等紹介 ⑧校歌斉唱 ⑨閉式の言葉

(4) 記念撮影及び学級指導（クラスによって前後します）

- ・保護者様のうち1名は、児童の教室に移動し、新学期に向けた準備にご協力ください。

5 留意点

- (1) 体調不良等で欠席の場合は、12:30までに電話でご連絡してください。
- (2) 駐車場、駐輪場がありませんので、自動車、自転車での来校はご遠慮願います。
- (3) 持ち物

児童：ランドセル、上履き、黄色の安全帽子

保護者：上履き、靴入れ袋

問い合わせ

さいたま市立木崎小学校 教頭

電話048-831-2281

手続きや提出が必要な物について

1月31日に配付する書類で手続きや提出が必要なものがあります。各ページでお知らせしておりますが、下記にそれらの手続きの期限や提出の方法についてまとめましたので、よろしくお願ひします。

【入学式（4月8日）までに手続きが必要な物】

給食引き落とし口座振替・スポ振口座振替の登録手続き（同一口座でお願いします。）

【入学式後（4月10日）に黄色い封筒に入れて提出するもの】

さいたま市学校給食申込書

※「続柄」の部分の未記入が多くなっております。忘れずに記載してください。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について

兼加入意思確認書（同意書）

児童氏名

2024年度	1年 組	提出日	4月10日
2025年度	2年 組	提出日	4月 日
2026年度	3年 組	提出日	4月 日
2027年度	4年 組	提出日	4月 日
2028年度	5年 組	提出日	4月 日
2029年度	6年 組	提出日	4月 日

保護者 様

- この封筒は6年間使用します。のりテープで封をしなさい。
- 児童家庭課や保健課係書類を入れて毎年年度末に発送しますので、必要事項の記入や書類の更新をお願いします。
- 内容は学年・年度によって変更があります。おたまりを同封していただきますので、その都度ご確認をお願いします。万が一内容に過不足があった場合には速やかに学校へお知らせください。
- 封筒裏、この封筒に入れて、期日までに学校担任へ提出してください。

さいたま市立木崎小学校

入学式に配付する黄色い封筒